

令和8年度における
市民参加対象事項の取組予定に対する
評価結果報告書
(案)

安城市市民参加推進評価会議

令和8年3月 日

安城市長 三星元人様

安城市市民参加推進評価会議
会長 寺田 覚

令和8年3月18日に市民参加推進評価会議を開催し、令和8年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ
- (5) その他市長その他の執行機関が適当と認める方法

3 評価結果

令和8年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準により評価会議としての評価をしました。結果は次頁のとおりです。

- ：適切である
- △：おおむね適切である
- ×：要見直し

No.	対象事項	評価結果	担当課
1	安城市国土強靱化地域計画の見直し		危機管理課
2	安城市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定		健康推進課
3	第4次安城市食料・農業・交流基本計画の策定		農務課
4	生活排水対策推進計画の改定		環境都市推進課
5	安城市建築物耐震改修促進計画の見直し		建築課
6	次期安城市地域公共交通計画の策定		都市計画課

4 対象事項への意見等

No.1 安城市国土強靱化地域計画の見直し（危機管理課）		
【事業の概要】 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）第13条に基づき作成した安城市国土強靱化地域計画について、国・県の動向を踏まえた必要な見直しを行う。		
	意見	回答
1	パブリックコメントが増加するよう、減災まちづくり研究会にも周知して下さい。	減災まちづくり研究会に参加する団体の皆さまからご意見をいただくことで、多角的な視点を計画に反映できると考えております。 いただいたご意見を踏まえ、研究会の場において引き続き情報提供を行うとともに、パブリックコメントの実施について積極的に周知してまいります。
2	市民参加の手法を2つ行うとしているが、前回のパブリックコメントの結果が0件であり、その他の方法の研究会も非公開であるため、積極的な市民参加が見込めないように感じます。 今回のパブリックコメントが0件とならないような工夫や0件であった場合に追加でやることを考えておいてほしいです。	はじめに、ご提供いたしました資料において、前回のパブリックコメントの実績件数を「0件」と記載しておりましたが、正しくは「25件」でございました。 前回同様により多くの方に関心をもっていただけよう、市の広報媒体での周知に加え、市防災アプリ「安城防災ナビ」での広報を行うなど、周知方法の工夫に一層努めてまいります。
3	有識者からなる審議会あるいは、助言などをいただく機関を設けることなく、研究会でだけで進める理由を教えてください。	本計画の見直しでは、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者といった、防災に関する専門的な知見を有する各分野の代表者によって構成される「安城市防災会議」に諮ることとしています。また「減災まちづくり研究会」においても、参加者のみならず、防災の学識経験者・災害対応経験者等を交えて意見交換することとしております。
4	減災まちづくり研究会の参加が良いと思えました。市民の命に関わることなので、結果だけでも、公表を積極的にしてほしいです。	減災まちづくり研究会での意見・内容、パブリックコメントへの回答及び計画はホームページで公表してまいります。
5	安城市減災まちづくり研究会については、2024年9月において、101の様々な団体から構成されており協議されるのは、市民参加の点からも評価されると思う。	

No.2 安城市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（健康推進課）

【事業の概要】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、安城市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

	意見	回答
1	国、県のガイドライン、手引き等で具体的に示され市民参加はパブコメのみだけに、周知する対象を広げて欲しいと思います。	パブリックコメントを実施する際には、市の施設のみに計画案を設置するだけでなく、広報あんじょう・市公式ウェブサイトへの掲載や市公式LINEの配信（健康推進課独自で配信）により、広く周知し、意見を募ってまいります。 また、市内医療機関には安城市医師会を通じて、施設は関係部署を通じて、周知してまいります。
2	医療機関や施設などとの連携や周知について、広げる余地はあるのでしょうか。	

No.3 第4次安城市食料・農業・交流基本計画の策定（農務課）

【事業の概要】

安城市農業基本条例第11条に基づき、第4次安城市食料・農業・交流基本計画を策定する。

	意見	回答
1	農業振興協議会の構成員に安城農林高校の学生を検討するなど、次世代を担う若者の参加を積極的にして頂きたいです。	次世代を担う若者の視点は大変重要であると考えております。若い世代が参加できる仕組みについて調査研究してまいります。
2	R8年度9月～3月まで、協議会が予定されていませんが、協議会は開催されないのですか？	記載が抜けており申し訳ありませんでした。令和8年度は11月に協議会の開催を予定しております。
3	パブリックコメントが増加するよう、農協など関係団体にも周知して下さい。	農協をはじめとする関係団体にも協力を依頼し、周知に努めてまいります。
4	パブリックコメントが3件の想定というのは、期待値の低さであり、もっと多くのパブリックコメントがもらえる工夫が求められると思います。	関係団体への周知など、一人でも多くの方に関心をお寄せいただけるよう努めてまいります。
5	第3次基本計画では、e モニターの結果を指標としていたが、第4次に向けて幅広くアンケートを実施する点において、市民参加がより進むと思います。さらにアンケート対象の年齢や立場（一市民～農業者に至る）等に巾もあることから、アンケートがそれに対応した内容になっているとより良いと感じます。	第3次基本計画策定時のアンケートにつきましても対象者の立場に配慮した設問を心がけておりましたが、第4次基本計画のアンケートではより対象者の実態に即した設問作りに努めてまいります。

No.4 生活排水対策推進計画の改定（環境都市推進課）

【事業の概要】

水質汚濁防止法第14条の9に基づいて策定された生活排水対策推進計画の改定を行う。計画内に、「令和8年度を目標年度とする。」と記載しているが、油ヶ淵におけるCODの環境基準が未達成の状況であるため、改定を行う。

	意見	回答
1	<p>パブリックコメントの設置場所が形式的な一定の場所になっているが、今回の場合は、油ヶ淵に流れ込む流域（長田川、半場川、朝鮮川）に関係する町内会も入れて欲しいと思います。</p> <p>生活排水は市民の生活に密着しており、啓発、参加、協力のためにも広く意見が求められるといいように思います。</p>	<p>パブリックコメントの設置場所につきましては、市内各地区の公民館への設置により、地域の方へも広く意見を求めることとさせていただきます。</p>

No.5 安城市建築物耐震改修促進計画の見直し（建築課）

【事業の概要】

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定した安城市建築物耐震改修促進計画について中間見直しを行う。

	意見	回答
1	<p>建築物の耐震化に関するeモニターアンケートの回答者数を市民の1%程度の人数の1,800～2,000人に増やすことを提案します。</p>	<p>（秘書課《eモニター制度担当課》）</p> <p>eモニターは、あくまで市政運営の参考とするために行っている事業ですので、そのような目的の規模としては妥当であるため、今後も現行通りとします。なお、現在のeモニターでは若い世代の登録者数が少ないため、このような年代の偏りを改善していく必要があると考えています。</p>
2	<p>eモニターアンケートの「回答者数=899名、回答率87.2%」がとても高いと感じる。このような結果になった内訳・方法を知りたいです。（良い事例ではないかな？と感じたための質問・意見です）</p>	<p>（建築課）</p> <p>アンケート内容をできるだけ堅苦しくならないよう工夫しました。このことが直接的に結果に関係しているかはわかりかねますが、いただいた回答内容やご意見につきまして、今後の計画の見直しや制度啓発に活かしてまいります。</p> <p>（秘書課《eモニター制度担当課》）</p> <p>eモニターアンケートについては、市が行う他のアンケートとは異なり、謝礼を用意していることがインセンティブに繋がっていると考えられます。</p>

	意見	回答
3	対象が一定の建築物なので、パブリックコメントとeモニターアンケートによる意見集約、周知を図ることで市民参加の要件を満たすと思います。	

No.6 次期安城市地域公共交通計画の策定（都市計画課）

【事業の概要】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、次期安城市地域公共交通計画を策定する

	意見	回答
1	普段公共交通を利用する男女比が分かれば教えて欲しいです。 それによっては、審議会の男女比を考慮する必要があると考えます。	公共交通の男女比については確認しておりません。審議会については、利用者の意見が反映されるよう努めてまいります。
2	アンケート回収数が少ないのでeモニターアンケートも並行して行うとよいです。	eモニターでは設問数が限られているため、今回は実施いたしません。必要に応じてeモニターも活用してまいります。
3	2年間に渡り、アンケートからの意見も求めた上で審議会を行い、パブリックコメントに繋げていくスケジュールは、市民参加手法として評価されると思います。	

2 市民参加の推進全般に関するご意見等

	意見	回答(市民協働課)
1	法律や条例改正は、市民参加の評価は難しいです。	個別の計画策定に対する評価と比べて、条例の改正に関する市民参加の評価が難しいとのご意見は、その通りだと思います。 資料2（市民参加の評価方法について）に記載している「評価のポイント」を参考に委員の皆様の主観で判断していただければと思います。
2	パブリックコメントの紙面の案内の置き方の実際を知らないため、意見がしにくいのですが、アンフォーレ（図書館）の現状と同様とすると、たくさんの案内の中で、どれが何か、わかりにくい気がします。案内ラックに気がつかない方もいるかもしれません。例えばですが、パブリックコメントの用紙の色を決めて、市民に周知した上で、→をつけて、「パブリックコメントはこちら」と目立つようにする。パブリックコメント置き位置を固定するなど、図書館に来て、パブリックコメント目当てでない方にも、視界に入りやすい（気づきやすい）工夫があると、さらに良いのではないのでしょうか。	パブリックコメントの資料やその置き方に統一したイメージを持たせることについて、実際に置いている施設への聞き取りなどを行い、市民の目につきやすくなる工夫を検討していきます。
3	評価のための資料をみて、初めて審議会を傍聴できる事を知りました。気付いていなかったかもしれませんが、広報や市の公式サイトへの掲載がされていないのであれば、掲載した方が、良いとおもいます。	審議会の傍聴については、市公式ウェブサイトの各審議会のページに掲載しています。傍聴できることを広く市民に知ってもらえるよう広報での周知などを検討します。
4	現状では市民参加や協働は多くが無償ボランティアによる関与で進められることが多く、専門性の高い人材を確保しにくいという課題があると感じています。「有償ボランティア（謝礼金制度）」は参加者と支援者の対等性を確保し、市民の多様な能力を引き出す可能性があると考えます。 安城市の市民参加深化へ課題と提案 課題①無償ボランティア中心で専門性確保が困難 提案①報酬付き専門市民アドバイザー制度 課題②若年・高度専門知識層の参画不足 提案②プロジェクト型有償研究員 課題③参加者動機の多様化を促したい 提案③ポイント制度等で報酬インセンティブ	市民参加の課題提示と提案をいただきありがとうございます。 eモニター制度を利用したアンケート（有償）への回答率が高いことから、報酬により市民の参加が促されることは示されていますが、本市は、市民参加の重要性を、市民も関わる市政に対して市民の意見が取り入れられるような基盤を整えることと捉えています。しかし、課題として、基盤を整えていても市民の参加が限定的であることが認められるため、市民の関心を引く工夫、啓発方法等の検討を進めていきます。

	付与 課題④協働の質を高めたい 提案④透明性ある成果評価制度 以上、課題の提示と提案をします。	
5	策定期間における市民参加のスケジュール表が、ある案件とない案件がありますが、いずれもスケジュール表があると分かりやすいと感じます。	今後は、スケジュールを一目見て分かるよう表にして記載するように統一します。
6	パブリックコメントが前回0件だったところが、今回周知方法（設置場所）などの工夫がどの程度あるのか、分かってありがたいと思います。	パブリックコメントの提出件数が0件であったことに対して全てを消極的に捉える必要はないと考えますが、計画の内容によって設置場所に工夫がなされるよう働きかけます。
7	全ての事では難しいとしても、市民と行政が一緒に、進んで、安城市を良くしていく姿勢が、大切かと思えます。	

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏名	所属及び役職等	区分
会長	寺田 覚	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	小鹿 登美	さんかく21・安城 副会長	市民活動団体
委員	神谷 幸代		公募市民
〃	久米 政三		
〃	杉浦 誠		
〃	古田 行男		
〃	今永 典秀	コー・イノベーション大学 事務局長・教授	学識経験者
〃	瀬野 佑季	安城商工会議所青年部 広報委員会 副委員長	公共的団体
〃	吉田 尊	安城市小中学校PTA連絡協議会 総務副委員長	
〃	山本 美由湖	特定非営利活動法人あんじょう地域ねこの会 代表理事	市民活動団体

（任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日）